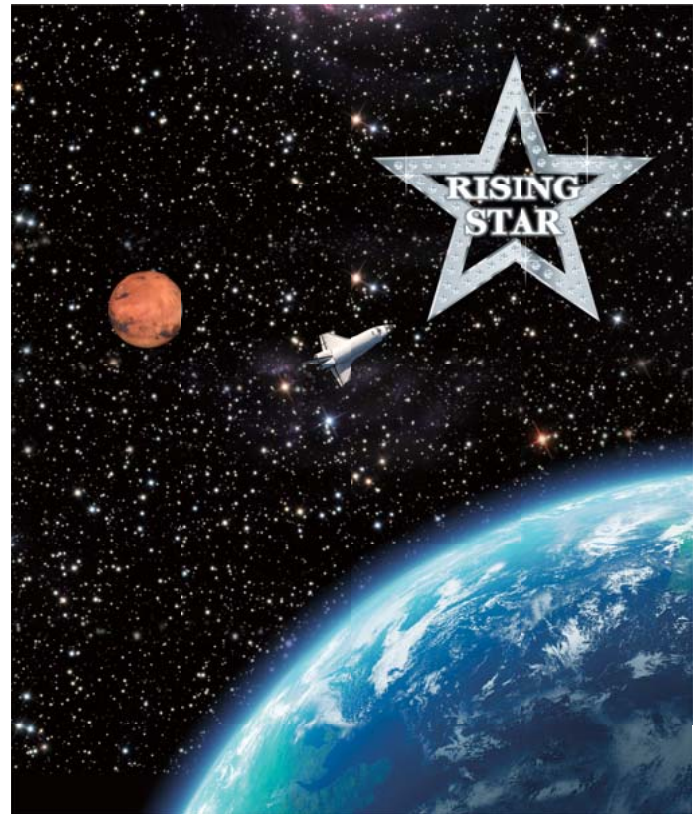


パインブリッジ 米国ライジングスター 好利回り債券ファンド 2017-12 (限定追加型・為替ヘッジあり・早期償還条項付)

追加型投信／海外／債券



愛称: ライジングスター 17-12

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ [http://www.toushin.or.jp] をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ米国ライジングスター好利回り債券ファンド 2017-12(限定追加型・為替ヘッジあり・早期償還条項付)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年10月20日に関東財務局長に提出しており、平成29年11月5日にその届出の効力が生じております。
- 信託約款の全文は請求目論見書に添付しております。
- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：昭和61年11月17日
- 資本金：500百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：527,948百万円 (平成29年9月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
[ホームページ] <http://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として米国の企業が発行する米ドル建の好利回り債券に投資し、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの特色

① パインブリッジ米国フォーカス・ハイイールド債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、米国の企業が発行する米ドル建の好利回り債券を主要投資対象とします。

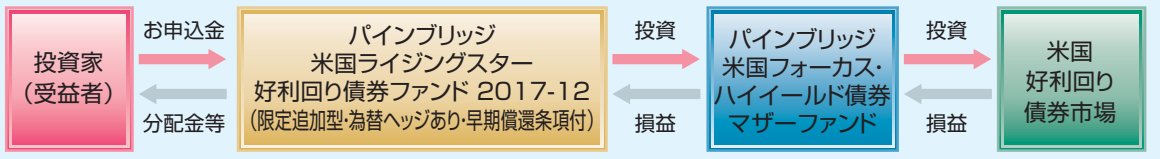
※当ファンドにおいて「好利回り債券」とは、格付機関による格付がBB+格相当以下の債券をいい、「ハイイールド債券」といわれることもあります。一般に、好利回り債券は、投資適格債券と比べて信用リスクが高いため、金利が上乘せされる傾向があります。

※当ファンドにおいて「ライジングスター」とは、投機的格付から投資適格格付へ、将来格上げが期待されるまたはパインブリッジ・インベストメンツが格上げ期待が高いと判断する銘柄を指します。

● 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

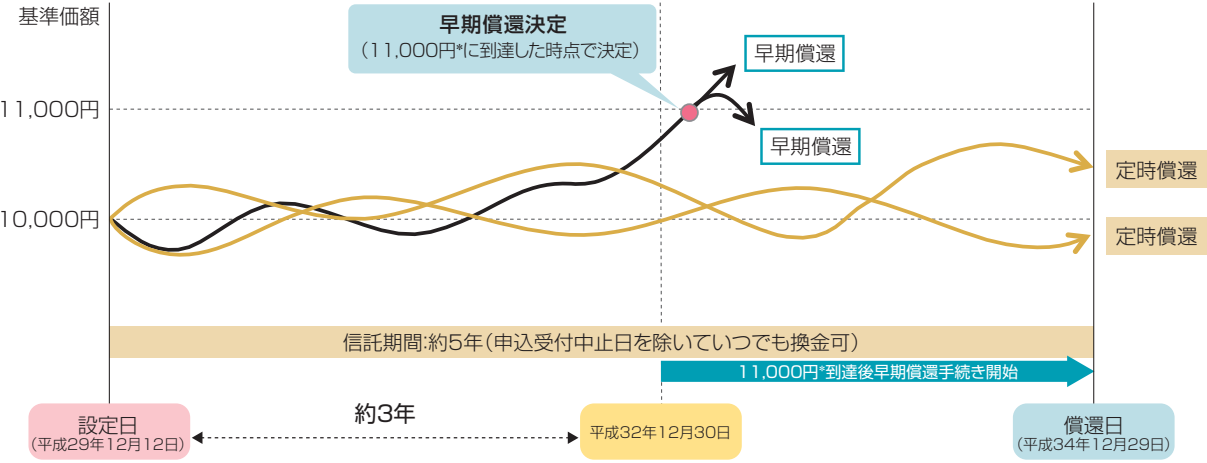
ファミリーファンド方式とは

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。



※マザーファンドは、他のベビーファンドが共有することがあります。

② 平成32年12月30日以降、基準価額(支払済の収益分配金を含みます。)が11,000円以上となった場合には、実質的に保有している好利回り債券を売却し安定運用に切り替え、速やかに繰上償還(早期償還)を行います。



基準価額が11,000円*以上となった場合には、原則として実質的に保有している有価証券を売却して速やかに早期償還手続きを行います。この水準は当ファンドの償還を決定するためのものです。したがって、償還決定後の好利回り債券市場の動向や組入債券の売却コスト等によっては、当ファンドの償還価額が早期償還決定時の基準価額を下回る可能性があります。

*1万口当たりの基準価額と税引前の支払済収益分配金の合計額をいいます。
 ※上記は当ファンドの償還ルールの一部を単純化して示したものであり、必ずしもすべてを網羅したものではなく、またすべてのケースにあてはまるとは限りません。

- ③ 実質組入れの外貨建資産については、為替変動リスクを低減させるため、原則として為替ヘッジを行います。

為替ヘッジとは

為替ヘッジとは、当該通貨間にある短期金利差(為替ヘッジコスト)を負担することで、為替変動リスクを低減する手段です。為替ヘッジを行うことで、円高が日々の基準価額の下落要因にならないかわりに、円安は基準価額の上昇要因にはなりません。

- ④ マザーファンドの運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー(PineBridge Investments LLC)に外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

- パインブリッジ・インベストメンツ(委託会社)が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

- ⑤ 年4回(3・6・9・12月の各20日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、利子/配当等収益(インカム収入)を中心に分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

- 第1期の決算は平成30年3月20日(火)となります。

【分配のイメージ図】



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー ハイイールド債券運用チーム
運用担当者：3名、平均運用経験年数：22年(平成29年9月末現在)

2.

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として米ドル建の好利回り債券(ハイイールド債券)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因は、以下の通りです。

価格変動リスク	当ファンドの主要投資対象である債券の価格は、一般に、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。なお、ヘッジコストは需給要因等により変動することもあります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利子・元本・償還金の支払不能または債務不履行(デフォルト)等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。なお、当ファンドが投資対象とする好利回り債券は、投資適格債券と比較して信用リスクが高くなる傾向があります。
流動性リスク	組入有価証券等を売買しようとする場合に、市場の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、基準価額が下落することがあります。なお、当ファンドが投資対象とする好利回り債券は、市場における流動性が比較的低いため、当ファンドは流動性リスクの影響を相対的に大きく受ける可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

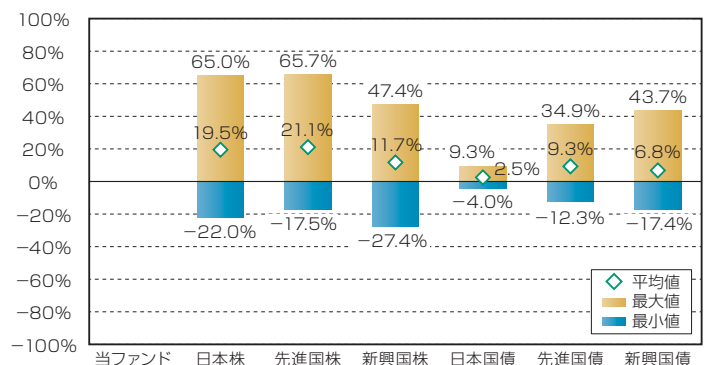
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファミリーファンド方式で運用されるため、マザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

参考情報**<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>**

当ファンドは設定前のため該当事項はありません。

<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、平成24年10月～平成29年9月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドは設定前のため、当ファンドの騰落率の平均値・最大値・最小値は記載していません。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

●各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)配当込み
- 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属しています。また、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが開発・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

3.

運用実績

当ファンドは平成29年12月12日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

● バインブリッジ米国フォーカス・ハイイールド債券マザーファンドの主要な資産の状況

(2017年9月末現在)

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
アメリカ	HILCORP ENERGY I/HILCORP	5.000	2024/12/1	2.04
アメリカ	NAVIENT CORP	5.625	2033/8/1	2.03
アメリカ	CALPINE CORP	5.250	2026/6/1	2.01
アメリカ	BELO CORP	7.750	2027/6/1	1.98
ケイマン	SEAGATE HDD CAYMAN	4.750	2025/1/1	1.96
アメリカ	BLOCK COMMUNICATIONS INC	6.875	2025/2/15	1.96
カナダ	VALEANT PHARMACEUTICALS	7.000	2024/3/15	1.93
アメリカ	BRINKER INTERNATIONAL IN	5.000	2024/10/1	1.93
アメリカ	EMBARQ CORP	7.995	2036/6/1	1.90
アメリカ	WESTERN DIGITAL CORP	10.500	2024/4/1	1.89

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドの運用実績は、委託会社または販売会社のホームページ等で開示する予定です。

4.

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	【当初申込期間】1口当たり1円 【継続申込期間】購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	【当初申込期間】平成29年11月6日(月)から平成29年12月11日(月)まで 【継続申込期間】平成29年12月12日(火)から平成29年12月29日(金)まで
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	平成34年12月29日(木)まで(信託設定日：平成29年12月12日(火))
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年12月30日以降、基準価額(支払済の収益分配金を含みます。)が11,000円以上となった場合には、実質的に保有している好利回り債券を売却し安定運用に切り替え、速やかに繰上償還を行います。 この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、3・6・9・12月の各20日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成30年3月20日(火)とします。
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	【当初申込期間】500億円 【継続申込期間】1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎(3月、9月)及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度・配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)に 3.24%(税抜3.0%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年1.4364%(税抜1.33%) の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。 ＜運用管理費用の内訳＞	
	運用管理費用	1.4364% (税抜1.33%) 運用管理費用(信託報酬)= 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	(委託会社)	0.7020% (税抜0.65%) 委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成等の対価
	(販売会社)	0.7020% (税抜0.65%) 交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	(受託会社)	0.0324% (税抜0.03%) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※委託会社の受取る報酬には、マザーファンドの運用にかかる権限の委託先への報酬等が含まれます。		
その他の費用・手数料	<p>ファンドの監査費用や有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、信託財産よりご負担いただきます。 ※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> <p>監査費用は、監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用</p>	

税金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記税率は平成29年9月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算は出来ません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。